

福井県 電気・ガス価格高騰緊急対策事業のご案内

福井県では、電気・ガス料金の高騰に伴い、大きな影響を受ける事業者に対する支援を拡充します。

電気・ガス価格高騰緊急対策給付金 (令和6年8月～令和6年10月期分)		
対象者	県内に本社を有し、下記の①～③の条件を全て満たす中小企業者。 ①高圧電力・特別高圧電力の契約をしている、または工業用のガスの契約をしている。 ②前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上 ③令和6年8月から令和6年10月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加。	
支援金	市内事業所における上記③の月額増加額	1事業者あたりの給付額
	10万円以上	30万円
	5万円以上10万円未満	15万円
	5万円未満	7.5万円
受付期間	令和6年11月上旬～令和7年1月31日(金)	
申請方法	福井県電気・ガス価格高騰緊急対策給付金の専用ホームページ (https://fukuidenkigasutaisaku.jp/) をご確認ください。	

特別高圧受電者、LPガスを使用する方への給付金も別途ございます。要項や提出書類については、福井県のホームページでご確認ください。

【青年部主催セミナー】「決算書を読み取り、強い会社を考えよう」

近年、自社の決算書の中身をしっかりと見ることができる経営者がとても少なく、経済情勢の変化や物価高騰も影響し、経営の舵切りがより難しい時代になってきています。自社の決算書を読み取れないと強い会社は作れません。強い会社を作れないと不景気の時にも従業員やそのご家族を守る事が出来ません。逆に財務を把握する事でより鮮明に経営戦略を立てられたり、取引先とも優位に事業を進める事が出来ます。

▶開催日時・会場

令和6年12月4日(水) 18:30～20:00
小松屋 (坂井市丸岡町富田町1丁目26)

▶対象者

商工会会員事業所

▶参加費

無料

▶申込方法

参加を希望される方は、坂井市商工会青年部事務局 (0776-66-3324) までご連絡下さい。



【講師】

Exe insurance株式会社 福井支社
富田 友昭 氏



〔第171号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35番地1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300



福井県では、賃上げを行いやすい環境整備のため、国の業務改善助成金に県独自の上乗せを行うとともに、一定以上の賃上げを行う事業者に対し奨励金を支給します。

令和6年度 ~補助金の内容を拡充しました~

ふくい業務改善・賃上げ応援事業(A)補助金
国の「業務改善助成金」※に県独自の上乗せ

国「業務改善助成金」の1/5を支給
支給決定額の補助率を10%(1/10) → 20%(1/5)に拡充しました

補助対象 以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です
詳細は交付要領をご確認ください

- 国の「業務改善助成金」の交付決定を受けた事業者
令和6年4月1日～令和7年3月10日までの期間に国の「業務改善助成金」の交付決定を受けた事業者
- 「社員ファースト企業」宣言の登録
「賃金の引き上げ」の取り組みを含む宣言の登録が必要になります
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>
- 「パートナーシップ構築宣言」の登録
<https://www.biz-partnership.jp/>

提出書類

- 国の「業務改善助成金」の交付額確定および支給決定通知書の写し
- (A)支給申請書兼請求書(様式1)
- 参考資料(様式2)
- 国の「業務改善助成金」の事業実績報告書(様式第9号)の写し
- その他添付書類 ※その他添付書類は県HPをご確認ください

申請期限 令和7年3月10日(月)

令和6年度 ~奨励金の内容を拡充しました~

ふくい業務改善・賃上げ応援事業 (B) 奨励金

①事業場内最低賃金を全国平均以上※に引き上げた場合
②事業場内最低賃金を1,000円以上かつ60円以上引き上げた場合
→国の「業務改善助成金」の申請者 対象となる労働者1人あたり
で、①・②のいずれかを満たす場合 + 10万円

上記のうち、事業場内最低賃金を 対象となる労働者1人あたり
90円以上引き上げた場合 **5万円 加算**

※令和6年度最低賃金全国平均額が令和6年8月29日に公表となっていることから、全国平均額については以下のとおりとしています
(1)賃金引上げ日が令和6年8月28日以前⇒全国平均額 1,004円
(2)賃金引上げ日が令和6年8月29日以後⇒全国平均額 1,055円

支給対象 以下の条件を満たす場合申請が可能です
詳細は支給要綱をご確認ください

国の「業務改善助成金」の申請者
令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間に
交付決定通知を受けている事業者

「社員ファースト企業」宣言の登録
「賃金の引き上げ」の取り組みを含む
宣言の登録が必要になります

「パートナーシップ構築宣言」の登録

+ ①or②のいずれか

① 事業場内最低賃金を
全国平均※以上に
引き上げた事業者

② 1,000円以上かつ60円以上に
引き上げた事業者

申請期限 令和7年3月10日(月)
予算の範囲内で交付するため、申請期限までに募集を終了する場合があります

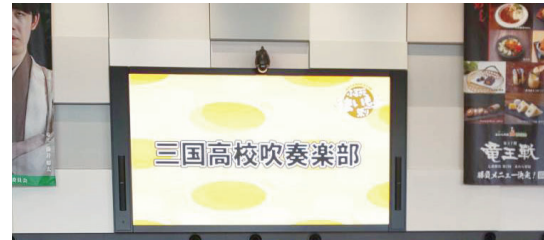
交付要領や申請手続き方法につきましては、
福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoussien/r6chinageouen.html>)
または福井県産業労働部労働政策課 働き方改革グループ (TEL0776-20-0389) にてご確認ください。

今年も「ふるさとうまいもん祭り」を開催しました！

10月19日（土）と20日（日）の2日間、あわら市商工会・坂井市商工会・永平寺町商工会合同の地域産品PRイベント「ふるさとうまいもん祭り」を開催しました。今年も、北陸新幹線県内開業で賑わいをみせるアフレアや芦原温泉駅前周辺にて、3市町からご当地のうまいもんが大集結し、地元の方や観光客に広くPRを行いました。

会場には飲食店やキッチンカーなど多数のブースが出店して自慢のグルメを販売したほか、商工会女性部による数量限定の「日替わりふるさとうまいもんグルメ」が提供され多くの来場者が地元の味を堪能しました。

また、ステージイベントで行われた大ピンゴ大会やご当地クイズ、三国高校吹奏楽部の演奏、チアリーダーディング、太鼓の演武で会場は大いに賑わい、2日目最後にはまんじゅうまきも行われ大盛況のイベントとなりました。



労働保険の手続きはお済みですか？

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、労働者を雇用した全ての事業主に加入が義務付けられています。

加入手続きを故意又は重大な過失により怠っていた場合は、遡及して保険料を徴収するほか、保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになっています。労働保険の加入手続き、労働保険制度についてのご相談は下記までお気軽にどうぞ。

三国公共職業安定所 TEL 0776-81-3262

福井労働基準監督署 TEL 0776-54-7722

坂井市商工会労働保険事務組合をご利用ください！

労働保険事務組合では、労働保険の事務代行を行っています。労働保険の成立や変更に関する届出、従業員の雇用や退職の際の届出など事務組合が代行いたします。

事務組合への加入手続き、手数料などについては商工会各支所にお問い合わせください。

フリーランス・事業者間取引適正化等法が11月1日に施行されました

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、11月からフリーランスの取引に関する新しい法律が施行されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

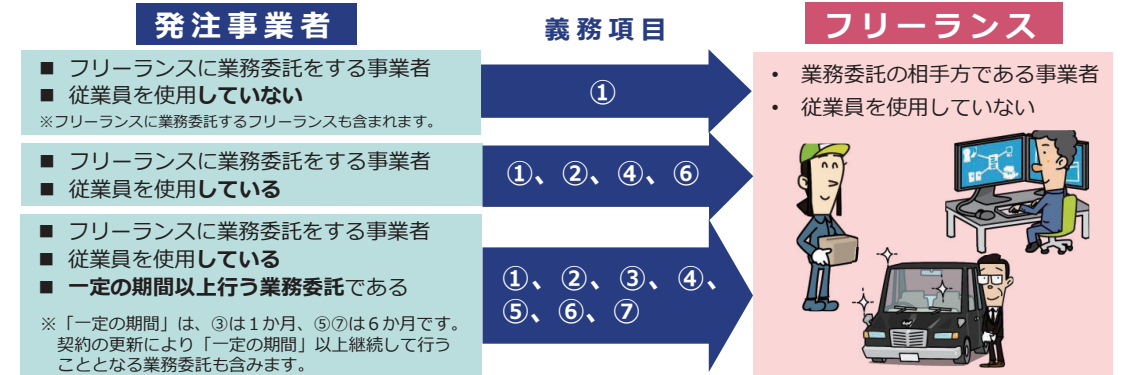
- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備 を図ることを目的としています。

法律の適用対象 発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

法律の内容 発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対する義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申し出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申し出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申し出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講ずること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

具体的な内容については、公正取引委員会のホームページ

(https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/) でご確認ください。